

平成22年4月1日規程第32号

国立研究開発法人国立成育医療研究センター寄附取扱規程（一部抜粋）

（趣旨）

第1条 国立研究開発法人国立成育医療研究センター（以下、「センター」という。）が高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）第17条各号に規定する業務に充てるために受け入れる寄附の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

（基金の設置及び目的）

第2条 広く社会からセンター全体で寄附を受け入れることにより、センターの財政基盤の強化を図り、センターの研究、医療の提供及び人材育成の充実等に資するため、次の各号に掲げる基金を設置する。

- 一 もみじの家基金
- 二 研究基金
- 三 国立成育医療研究センター基金（以下、「成育基金」という。）

（事業）

第2条の2 基金は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 もみじの家への支援事業
- 二 成育疾患に係る調査、研究プロジェクト事業
- 三 前二号に係らない療養環境、医療機器の整備等の施設・設備整備事業及び成育疾患に係る技術者等の教育研修事業
- 四 その他基金の充実及び目的の達成に必要な事業

（寄附受入の条件）

第3条 センターは、寄附をしようとする者が次の各号に掲げる条件を付したときは、寄附を受け入れることができない。

- 一 寄附により取得した財産を無償で寄附者に譲与または貸与すること。
- 二 寄附による研究の結果得られた知的財産等を寄附者に譲渡し、または使用させること。
- 三 寄附金等の使用について、寄附者がその会計を検査すること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、寄附をしようとする者がセンターに対してその他の反対給付を求めること。
- 五 寄附の申込み後に、寄附者の意思により、寄附金等の全部または一部を取り消すことができること。

- 2 前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものは受け入れてはならない。
 - 一 寄附金等の受け入れに伴い、センターの経費支出が著しく増大するおそれのあるもの。
 - 二 寄附をしようとする者の社会的な立場や信用に問題のあるもの。
 - 三 その他理事長が適当でないと認めるもの。